第三十期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	二四、三〇八
固定資産	一五一
資産合計	二四、四五九

負債及び純資産の部

流動負債	七、五七〇
負債合計	七、五七〇
株主資本	一六、八八九
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	六、八八九
（うち当期純利益）	（一、五四五）
純資産合計	一六、八八九
負債・純資産合計	二四、四五九

平成二十八年七月二十日

山形県天童市大字久野本字日光一〇五番地

テーピーエス株式会社

代表取締役社長　吉田　衛

第十期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	五二、一四八
固定資産	一〇二、六九二
合計	一五四、八四〇

負債及び正味財産の部

流動負債	四、四八五
固定負債	二、六九二
指定正味財産	一〇〇、〇〇〇
一般正味財産	四七、六六二
合計	一五四、八四〇

平成二十八年六月二十四日

東京都千代田区神田神保町三丁目一二番地三

公益財団法人文字・活字文化推進機構

理事長　肥田美代子

第六期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	四六〇、七七一
固定資産	一九、八九四
合計	四八〇、六六六

負債及び純資産の部

流動負債	六二、五〇二
（うち賞与引当金）	（二、一一二）
（うち役員賞与引当金）	（四、六二八）
株主資本	四一八、一六四
資本金	一二五、〇〇〇
資本剰余金	一二五、〇〇〇
資本準備金	一二五、〇〇〇
利益剰余金	一六八、一六四
その他利益剰余金	一六八、一六四
（うち当期純利益）	（六五、〇八九）
合計	四八〇、六六六

平成二十八年七月二十日

東京都港区北青山二丁目五番一号

イトーピア・アセットマネジメント株式会社

代表取締役　角野　俊樹

第四十三期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	三九六、七三五
固定資産	二二〇、九六六
資産合計	六一七、七〇二

負債及び純資産の部

流動負債	二〇〇、一〇一
（うち賞与引当金）	（二〇、一四一）
固定負債	五〇、四七〇
（うち退職給付引当金）	（五〇、四七〇）
株主資本	三六七、一二九
資本金	二〇、〇〇〇
資本剰余金	一〇、〇〇〇
資本準備金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	三三七、一二九
利益準備金	六、〇〇〇
その他利益剰余金	三三一、一二九
（うち当期純利益	七、〇〇八）
負債・純資産合計	六一七、七〇二

平成二十八年七月二十日

岡山県小田郡矢掛町上高末一八〇番地の一

株式会社アステア矢掛

代表取締役　柴田　茂樹

第十四期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　単位・千円

資産の部

流動資産	七、四七二、八七九
固定資産	九、〇七一、九五五
資産合計	一六、五四四、八三四

負債及び純資産の部

流動負債	六、四四〇、八一七
（うち賞与引当金	二八八、五二〇）
固定負債	四、七三一、六二六
（うち退職給付引当金	一、七一二、九八三）
（うち役員退職慰労引当金	一一八、六〇〇）
株主資本	五、三七七、四四五
資本金	二五〇、〇〇〇
資本剰余金	二八、五六〇
資本準備金	二八、五六〇
利益剰余金	五、〇九八、八八五
利益準備金	六二、一四〇
その他利益剰余金	五、〇三六、七四五
（うち当期純利益	六一、六五二）
評価・換算差額等	△五、〇五四
その他有価証券評価差額金	△五、〇五四
負債・純資産合計	一六、五四四、八三四

平成二十八年七月二十日

岡山県総社市真壁一五九七番地

株式会社アステア

代表取締役　水松　幹夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市東区北七条東七丁目一二番地、最後の住所札幌市豊平区中の島一条四丁目七番一―五〇三号

被相続人　亡　藤田　喜晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

札幌市中央区南一条西一四丁目ワフスわたなべビル七階　三木・佐々木・山田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　阿部　迅生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道釧路市大楽毛西一丁目一二七番地二六四、最後の住所北海道釧路市大楽毛西一丁目三一番三号　被相続人　亡　佐藤　柳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

北海道釧路市浦見一丁目一番七号　弁護士法人那知哲法律事務所

相続財産管理人　弁護士　那知　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県碓氷郡小日向村四〇番地、最後の住所群馬県碓氷郡九十九村大字小日向一〇三四番地　被相続人　亡　佐藤伊三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

群馬県安中市松井田町小日向六四七番地

相続財産管理人　佐藤　泰山

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新発田市御幸町二丁目甲一二五八番地、最後の住所千葉県習志野市袖ケ浦三丁目三番三―五〇五号

被相続人　亡　須藤　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号

袖ケ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西川　雄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市中央区新宿一丁目一九五番地、最後の住所千葉市若葉区野呂町一七九三番地一九五　被相続人　亡　大塚　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢビル六階　稲垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井原　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県山形市北山形二丁目一七〇番地、最後の住所東京都昭島市福島町二丁目二三番二号　被相続人　亡　船山　禮三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年七月二十日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目一八番七号アベーテ吉祥寺三〇三吉祥寺みなみ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　橋積　京子